

2020年4月1日

新設分割に係る事後開示書類

大阪市中央区南船場三丁目5番8号

株式会社ジェイテクト

代表取締役社長 安形哲夫



東京都中央区銀座七丁目11番15号

株式会社ジェイテクトFA

代表取締役社長 上出武史



株式会社ジェイテクト（以下、「分割会社」といいます。）は、2020年2月27日付新設分割計画書に基づき、2020年4月1日をもって、株式会社ジェイテクトFA（以下、「新会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が営む製造業マッチングサービス「ファクトリーエージェント（FACTORY AGENT）」に関わる事業（以下、「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）を行いましたので、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 本新設分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求

本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、会社法第805条の2の規定による株主からの差止請求はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありませんので、会社法第806条の規定による反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本新設分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本新設分割に際して、新会社は、分割会社から本事業に関する負債その他一切の債務を承継しませんので、会社法第 810 条の規定による債権者保護に関する手続は実施しておりません。

3. 本新設分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、2020 年 4 月 1 日をもって分割会社より、本事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の額は 300 百万円（2019 年 12 月 31 日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）、負債の額は 0 円であります。

4. その他本新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上